

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和19年5月30日から20年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A団体管理下のB社（現在は、C社）における船員保険の資格取得日を19年5月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年5月から同年11月までは55円、同年12月から20年3月までは65円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、昭和19年5月30日から20年4月1日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年5月から20年4月1日まで  
② 昭和20年11月1日から21年7月1日まで

私は、昭和18年5月から21年6月末日までB社のD丸で仕事をしていましたが、申立期間について船員保険被保険者記録が無い。間違いなく乗船していたので船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和18年5月から21年6月末日までB社のD丸に乗船していたと主張しているところ、C社から提出された社史に「B社は、機帆船による近海輸送力増強という国家要請に応じ設立され、運行業務はA団体が行い、B社は運行実務に関し遂行した。」と記載されている上、同船舶に係る船員保険被保険者名簿の船舶所有者欄にB社及びA団体の2事業所が記載されていることを確認できる。

また、A団体は、戦時中、船舶を国の統制下に置くため、昭和17年4月から25年3月まで設置されており、同団体に関する資料は現存していないものの、社会保険事務所（当時）が同団体に対し、船員保険料の納入の告知を行っていることを確認できたことから、同団体の管理下にあった船舶の所有者は同

団体であったものと考えられる。

- 2 申立期間①のうち、昭和 19 年 5 月 30 日から 20 年 4 月 1 日までの期間について、C社が保管している従業員台帳から、申立人は、当該期間について当該船舶に乗船し、19 年 5 月 30 日に船員手帳が交付されたことが確認できる。

また、申立期間①の一部に当該船舶の船員保険被保険者記録がある同僚は、「申立人は、自分よりも先にD丸に乗船していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 19 年 5 月 30 日から 20 年 4 月 1 日までの期間について、A団体における船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該従業員台帳に記載されている本給額から、昭和 19 年 5 月から同年 11 月までは 55 円、同年 12 月から 20 年 3 月までは 65 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付したか否かについては、事業主であったA団体は、既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

なお、D丸は、昭和 19 年 5 月 30 日から 21 年 3 月 31 日までの期間において、戦時加算該当船舶であることが確認できることから、申立期間①のうち、19 年 5 月 30 日から 20 年 4 月 1 日までの期間について、戦時加算該当期間とすることが必要である。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和 18 年 5 月から 19 年 5 月 30 日までの期間について、当該船舶に係る船員保険被保険者名簿の摘要欄に「19. 5. 30 竣工 国家使用船」と記載されていることから同年 5 月 30 日に当該船舶が船員保険の適用事業所となったことが推認される上、事業主は既に解散しており、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、C社が保管する申立人に係る従業員台帳に「昭和 20 年 10 月 31 日採用取消」と記載されていることが確認できる。

また、事業主であったA団体は、既に解散しており、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①のうち、昭和 18 年 5 月から 19 年 5 月 30 日までの期間及び申立期間②に係る申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給

与から控除されていたと認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 941

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月31日から5年7月31日まで

私は、昭和62年12月から平成5年7月までA社B支店に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されていることが分かった。給与明細書は無いが、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が昭和62年12月から平成5年7月まで継続してA社B支店に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のほか9人の同僚が、平成4年8月31日にA社（所在地は、C市。以下「D事業所」という。）において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にA社（所在地は、E市。以下「申立事業所」という。）において被保険者資格を取得しているところ、D事業所及び申立事業所の代表取締役は、法人登記簿謄本から同じ者であることが確認でき、D事業所のパンフレットにD事業所及び申立事業所が同じグループ会社として記載されており、申立人及び同僚は、社会保険の事務及び給与計算は本社（D事業所）が行っていた旨の供述をしている。

また、前述の同僚9人のうち、8人は申立事業所に係る資格取得時の標準報酬月額がD事業所に係る資格喪失時の標準報酬月額に比し低額となっているが、申立人及び同僚は、申立事業所に係る資格取得日の前後で給与額に変更は無かったと供述しており、同僚が保管している申立期間の給与明細書からも、基本給及び諸手当の額に変更が無いことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与明細書を所持していないが、申立事業所を退職後、雇用保険の基本手当を受給しており、その際に発行された雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から計算すると、申立人の同事業所の退職前過去6か月（平成5年2月から同年7月までの間）の毎月の給与支給額は約28万円であることが推認できるところ、この額はD事業所の資格喪失時の標準報酬月額と一致している。

加えて、前述の同僚の給与明細書において、給与支給額に見合う標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立期間当時、申立事業所に勤務していた別の同僚が所持する平成4年8月及び同年10月から5年7月までの期間の給与明細書においても、給与支給額に見合う標準報酬月額にほぼ近い標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できるところ、それぞれの保険料控除額は、D事業所の資格喪失時の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることから、申立人についてもD事業所の資格喪失時の標準報酬月額（28万円）に基づく保険料が控除されていたものと推認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の同僚の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が平成4年8月から5年6月までの申立期間の全期間にわたり一致していなかったことから、事業主は、申立人についても、社会保険事務所（当時）の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、前述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成20年8月は20万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月は18万円、同年12月は19万円、21年1月は18万円、同年2月及び同年3月は19万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年8月1日から21年9月1日まで  
② 平成20年12月25日

私が勤務しているA社において、申立期間①については、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額より高い給与が支払われていた。当時の給与明細書を提出するので、調査してほしい。

また、申立期間②については、給与が支払われていたが、ねんきん定期便に記録が無かった。当時の給与明細書を提出するので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成20年8月は20万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月は18万円、同年

12月は19万円、21年1月は18万円、同年2月及び同年3月は19万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月から同年8月までは22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間①の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出していなかったため、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書により、事業主が厚生年金保険料を控除していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準給与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。